

東北大学金属材料研究所外国人研究者の受入れに関する内規

平成 29 年 2 月 16 日

(主旨)

第1条 この内規は、東北大学金属材料研究所（以下「本研究所」という。）が学術文化国際交流を行うことによって学術の進展に寄与するため、本研究所において国際共同研究等に従事しようとする外国人研究者（英語名 Visiting Researcher）（以下「外国人研究者」という。）を受け入れる際に必要な事項を定めるものである。

(受入資格)

第2条 外国人研究者として受け入れることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

ただし、本学で雇用する者、本学の各種制度に基づき受入身分を有する者及び本学に在籍する学生は外国人研究者として受け入れることはできないものとする。

- 1 ポスドク相当以上の者
- 2 大学院生（博士後期課程）
- 3 海外の研究機関等の研究員等で、修士の学位を有する者又はこれと同等の研究能力を有するものと求められる者

(受入手続き等)

第3条 外国人研究者の受入れを希望する教員（以下「受入教員」という。）は、計画が明確になった時点で速やかに「外国人研究者受入調書（別紙様式1）」を本研究所国際共同研究センターに提出する。

なお、併せて、国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則第5条に定める「事前確認シート」を作成し、輸出管理者の確認を受ける。また、外国人研究者は同細則第8条に定める「誓約書（別記様式第7号）外国人研究者用（国際交流課関係）」を提出する。

(受入許可)

第4条 外国人研究者の受入れの許可は、国際共同センター運営委員会の議を経て、研究所長が行う。

- 2 外国人研究者を受け入れる際の証明書の様式については、別紙様式2のとおりとする。

(医療保険及び損害保険)

第5条 外国人研究者の受入期間中に係る医療保険及び損害保険等については、当該研究者又は当該研究者の所属する機関が渡日前に加入する。

(受入期間)

第6条 外国人研究者の受入れ期間は、3ヶ月以上1年以内とする。

(知的財産の取扱い)

第7条 外国人研究者が、本学において行った研究活動により生じた知的財産の取扱い

は、個別に共同研究契約等が結ばれている場合を除き、国立大学法人東北大学発明等規程（平成16年規第81号）に準ずる。

附 則

この内規は平成29年4月1日から施行する。

金属材料研究所外国人研究者受入調書

外国人研究者 所属機関 フリガナ 職 氏名(姓大文字) 性別	
生 年 月 日 国 籍	年 月 日生
受 入 区 分	<input type="checkbox"/> 客員研究員に該当しない、ポストドク相当以上の者 <input type="checkbox"/> 大学院生（博士後期課程） <input type="checkbox"/> 海外の研究機関等の研究員等で、修正の学位を有する者又はこれと同等の研究能力を有するものと求められる者
研 究 課 題	
受 入 教 員 部門/ 職 氏名	
大 学 以 降 の 学 歴 及 び 職 歴	
来 学 中 の 研 究 計 画	
研 究 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
費 用 の 出 途	渡航費：
	滞在費：
安 全 保 障 輸 出 管 理 (※)	<input type="checkbox"/> 承認済み（承認日： 月 日） <input type="checkbox"/> 手続不要

※手続き中の場合は未チェックで提出して下さい。但し、研究開始前に承認を受けるようお願い致します。Full CVを添付すること。



CERTIFICATE OF VISITING RESEARCHER

This is to certify that the above-mentioned person has been accepted as “Visiting Researcher of the Institute for Materials Research (IMR), Tohoku University”.

The Tenure is from October 1, 2017 to March 31, 2018.

April 1, 2017

Prof. Koki Takanashi,
Institute Director
Institute for Materials Research,
Tohoku University
Katahira 2-1-1, Sendai 980-8577 Japan
Tel: +81-22-215-2181
Fax: +81-22-215-2184
<http://www.imr.tohoku.ac.jp/>

<Notes>

“Internal rules concerning acceptance of Visiting Researchers at the Institute for Materials Research (IMR), Tohoku University”: Additional considerations

1. Permission

Visiting Researchers need permission from a supervising faculty member to visit the IMR for collaborative research.

2. Salary

Visiting Researchers are not employed by the IMR and receive no salary.

3. Liability, Accident and Health Insurance

Visiting Researchers are required to take out insurances covering medical care, accidents liabilities before coming to Japan.

外国人研究者の例

いずれの場合も本学において雇用する者、他の受入れ身分を有する者（研究生等）及び本学の学生（留学生含む）は対象としない。

また、いずれの場合も、招へいのための旅費（滞在費含む）は、受入れ教員側の予算により支出することは可能だが、雇用ではないため、給与は支給できない。

該当

- 1 ポスドク相当以上の者
- 2 大学院生（博士後期課程）
- 3 海外の研究機関等の研究員等で、修士の学位を有する者又はこれと同等の研究能力を有するものと求められる者

1の例：海外の大学等研究機関において、ポスドクとして雇用されている者で、本所において受入れ教員の下、短期間（3ヶ月以上1年以内）共同研究を行う。

2の例：海外の大学等研究機関の大学院博士後期課程の学生で、本所において受入れ教員の下、短期間（3ヶ月以上1年以内）共同研究を行う。本学に在籍する留学生は該当しない。

3の例：海外の大学等研究機関の研究員等で、修士以上の学位を有する者で、本所において受入れ教員の下、短期間（3ヶ月以上1年以内）共同研究を行う。